

# 社会福祉法人幸町保育会

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸町保育会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償及び慶弔に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行及び責務の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### 第2章 報 酬 等

#### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行・責務の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員及び評議員に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、理事に準じた報酬を支給することができる。

#### (理事会及び評議員会等の出席報酬等)

第4条 役員が理事会、評議員会、監事会等に出席したときは、別表 1 により出席報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて行った別の出席報酬は支払わないが、出席時間の合計にあわせた額を支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表 1 により出席報酬を支払うことができる。

3 役員が別表1以外の日において、法人または施設の業務にあたった場合の報酬は別表2による。

(交通費)

第5条 別表1の開催場所が久慈市内であれば、交通費の実費弁償はしない。久慈市外の開催では、実費弁償をすることができる。

(役員及び評議員の年報酬)

第6条 役員及び評議員が、別表1に掲げる出席回数が年間開催数の1/2以上の出席、または施設行事(入園式等)への参加があった場合は、別表3により年報酬を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事会及び評議員会の出席報酬は、その都度、支払うものとする。

2 年報酬は、5月又は6月に開催される定時評議員会開催月または、直近の理事会開催月に支払うものとする。

## 第2章 出張旅費

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

## 第3章 退任慰労金

(退任慰労金)

第9条 退任役員及び退任評議員に対し、慰労金または、慰労品購入に係る費用を支出することができる。額は在籍年数や功績を考慮し、下記範囲で理事長が決める。

- |                 |         |         |
|-----------------|---------|---------|
| (1) 理事長         | 30,000円 | を超えない範囲 |
| (2) その他の役員及び評議員 | 20,000円 | を超えない範囲 |

## 第4章 慶 弔

(見舞金)

第10条 役員及び評議員が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、傷病見舞金10,000円を支給することができる。

(火災見舞金)

第11条 役員及び評議員が火災、水害その他不時の災害を受けた時は、災害見舞金10,000円を支給することができる。

(弔慰金)

第12条 役員及び評議員が死亡したときは、弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。弔慰金の額は、在籍年数や功績を考慮し、下記範囲で理事長が決める。

- |                 |         |         |
|-----------------|---------|---------|
| (1) 理事長         | 50,000円 | を超えない範囲 |
| (2) その他の役員及び評議員 | 30,000円 | を超えない範囲 |

## 第5章 その他

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年6月17日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表1(出席報酬)

名 称	職 務	報 酬
理事会出席報酬	役 員	3時間未満 3,000円 3時間以上 5,000円
評議員会出席報酬	評議員	
	役 員	
監事会、指導監査立ち会い出席報酬	役 員	
評議員選任・解任委員会出席報酬	第三者委員	
	役 員	
	事務局員	

別表2(勤務報酬等)

名 称	報 酬
理事長業務、理事業務報酬等	無報酬
監事業務報酬等	

別表3(年報酬)

職 務	報 酬
理事長	20,000円
理事及び監事	10,000円
評議員	7,000円

別表4(出張旅費等)

交通費	宿泊費	日当	その他
実 費	県内 12,000円 県外 15,000円 宿泊が指定されている場合にはその額	4,000円/日	実 費